

大綱からみた平成 22 年度税制改正（2）

税理士・ファイナンシャル・プランナー 山下 大輔

金融証券税制

○ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

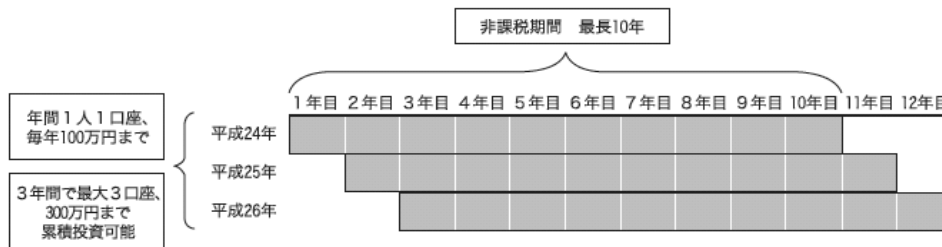
上場株式の配当所得や譲渡所得については現在主に 10%の軽減税率が適用されているが、平成 24 年 1 月以降 20%の税率に本則化される予定である。それにあわせ、新たに非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入される。これは金融所得課税の一体化の取組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から創設されるものである。

非課税措置の概要

1. 非課税対象：非課税口座^(注)内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額：毎年、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額：最大300万円（100万円×3年間 [平成24～26年]）
4. 保有期間：最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数：年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6. 開設者：居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者）
7. 導入時期：平成24年から実施される上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入
8. 口座開設期間：平成24年から平成26年までの3年間

(注) 非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいいます。

〈非課税措置のイメージ〉



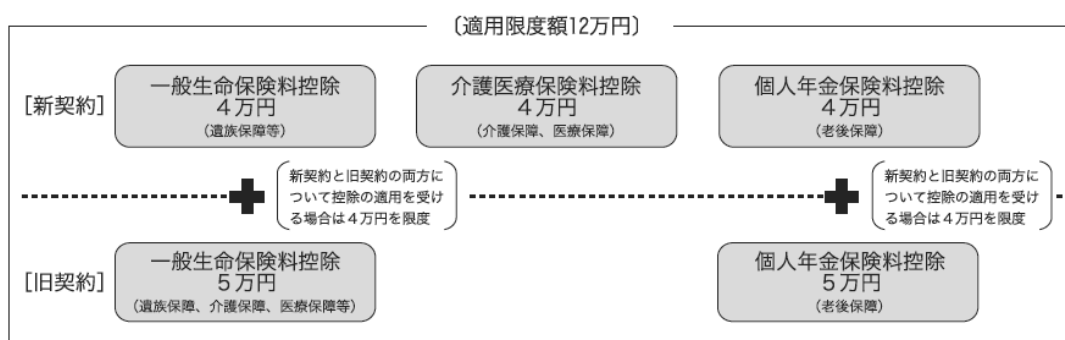
(出所) 財務省『平成 22 年度税制改正（案）のポイント』

○ 生命保険料控除の改組（介護医療保険料控除の創設）

生命保険料控除を改組し、保険料控除の限度額が現行の 10 万円から 12 万円に引き上げられる。平成 24 年 1 月以後に締結した保険契約（以下、新契約という）に係る生命保険料

控除では、新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の適用限度額を4万円とし、合計適用限度額が12万円となる。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る生命保険料控除については、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除が適用され、現行と同様の控除となる。



(出所) 財務省『平成22年度税制改正(案)のポイント』

所得税改革の方向性

前回指摘した税の重要な機能である所得再分配機能を回復するため、大綱では以下のような改革案を述べている。

- (1) 税率構造の改革
- (2) 納税者番号制度の導入
- (3) 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当への転換
- (4) 金融所得における損益通算範囲の拡大、一体課税

これらは民主党政権における今後の所得税改革の方向性を示している。(3)は扶養控除の見直し、子ども手当の創設がその一つであり、(4)は上記で述べた非課税措置の創設がその布石となってくる。(1)および(2)は今後の税制改正でも議論されるものとなる。特に所得税は私たちの生活に直接的に影響を及ぼすものであり、ファイナンシャルプランを考える上で非常に重要である。あるべき所得税制が広く論じられることが今後ますます求められているのではないだろうか。

※意見にわたる部分はあくまでも私見です。実際の申告の際には個々の事情をふまえご自身の責任においてご判断をお願いします。